

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第67条の2第1項の規定に基づく 「横浜市における建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画」(素案)

1 制度の概要

横浜市における建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画(以下、「促進計画」という。)は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下、「建築物省エネ法」という。)第67条の2第1項に基づき、横浜市において建築物への再生可能エネルギー利用設備(以下、「再エネ設備」という。)の設置の促進を図るものです。

2 背景・目的

本市では2050年までの脱炭素化「Zero Carbon Yokohama」を掲げるとともに、2030年度温室効果ガス排出削減目標を50%削減としています。建築物分野においてもエネルギー消費量の削減を図ることに加え、再生可能エネルギーを積極的に活用することが重要になります。

そこで、再エネ設備の設置をさらに促進するために、本促進計画において再エネ設備の設置の促進を図る仕組みを構築します。

3 建築物再生可能エネルギー利用促進区域

建築物省エネ法第67条の2第1項に基づき、再エネ設備の設置の促進を図る「**建築物再生可能エネルギー利用促進区域**」(以下、「再エネ促進区域」という。)を定めます。

本促進計画において、再エネ促進区域の位置及び区域、再生可能エネルギー利用設備の種類を定めることで、区域内に建築士の説明義務制度や形態規制の緩和に関する許可制度等の措置が適用されます。

3-1 再エネ促進区域の位置及び区域

本市では「Zero Carbon Yokohama」等を掲げていることから、市全域で脱炭素化を進めていく必要があります。そこで、建築物省エネ法第67条の2第2項第1号に基づき、再エネ促進区域の位置及び区域は、「**横浜市全域**」とします。

3-2 再生可能エネルギー利用設備の種類

再生可能エネルギー利用設備とは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、太陽熱等の再生可能エネルギー源を電気又は熱に変換する設備及びその付属設備を指します^[1]。

<再エネ促進区域内で特に促進する再エネ設備>

建築物省エネ法第67条の2第2項第2号に基づき、再エネ促進区域内において建築物への設置を特に促進する設備は、再生可能エネルギー利用設備の内、一般的に広まりつつある建築設備である「**太陽光発電設備**」及び「**太陽熱利用設備**」とします。

4 再エネ促進区域内で適用される措置

再エネ促進区域内で建築物を建築する場合、次の措置が適用されます。

- 4-1 建築士の説明義務制度
- 4-2 建築主の努力義務
- 4-3 形態制限の緩和に関する許可制度
- 4-4 啓発及び知識の普及等の支援

4-1 建築士の説明義務制度

説明義務の対象となる建築物の用途及び規模を市条例で定めることで、再エネ促進区域内に建築士の説明義務制度が適用されます。建築物省エネ法第67条の5に基づき、横浜市では建築物の用途及び規模を「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に定めます。

💡 説明義務制度のねらい

建築主に再エネの性能を知り検討する機会を提供することで、建築主の意識向上を図り、再エネ設備の導入に向けた脱炭素ライフスタイルの浸透を促します。

(参考) 説明義務制度について

国土交通省では、説明義務制度等の説明動画を公開していますのでご参考ください。

〔 改正建築物省エネ法オンライン講座
<https://shoenehou-online.jp/movie/list/cat06/> 〕

4-2 建築主の努力義務

建築物省エネ法第67条の4に基づき、再エネ促進区域内において建築物の建築又は修繕等を行おうとする建築主は、再エネ設備を設置するように努めなければなりません。

💡 努力義務制度のねらい

建築主一人一人の更なる取組みが重要になることから、建築主への努力義務により、再エネ設備の導入を促します。なお、横浜市では、横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例にて、同様の努力義務が既に規定されています。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 67 条の 2 第 1 項の規定に基づく 「横浜市における建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画」(素案)

4-3 形態制限の緩和に関する許可制度

再エネ設備(太陽光発電及び太陽熱利用設備)の設置に伴う建築基準法の容積率(同法第 52 条)、建蔽率(同法第 53 条)及び建築物の高さ(同法第 55 条及び第 58 条)に関する制限に対して、許可制度を定めます。

再エネ促進区域内で、**特例適用要件**及び本市が別途定める**許可基準**を満たすことで建蔽率制限や高さ制限を超える太陽光パネルやソーラーカーポート等が設置できるようになります(図 2)。

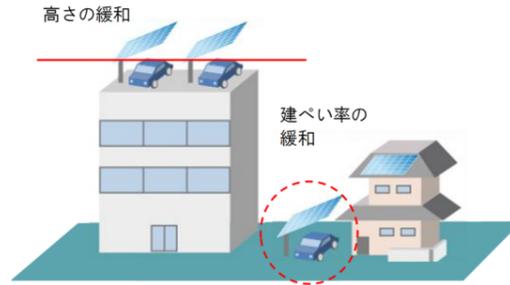


図 2 緩和許可のイメージ
(国土交通省の資料を加工し作成^[2])

<特例適用要件>

建築物省エネ法第 67 条の 2 第 2 項第 3 号に基づき、特例適用要件を表 1 のとおり定めます。

表 1 特例適用要件

要件①	再エネ促進区域内で新築又は増築を行う建築物であること。
要件②	太陽光発電設備又は太陽熱利用設備を設置する建築物とする。 なお、再エネ設備を架台等に設置する場合、当該架台等の下部は、原則として屋内的用途(自動車車庫等を除く。)に供しないものとする。

<許可基準(参考)> ※許可基準は別途定めます。

再エネ促進区域内で特例適用要件を満たす場合、緩和の限度や周辺への配慮等を定めた許可基準を満たすことで、形態規制の緩和ができます(図 3)。

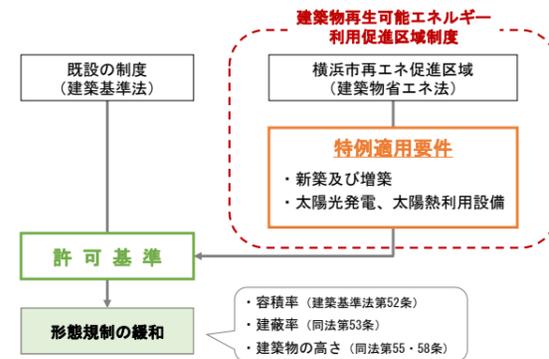


図 3 形態規制の緩和制度の位置付け

💡 形態制限の緩和に関する許可制度のねらい

市街地における良好な環境を害するものではないこと等を前提に、新築やソーラーカーポート等も形態規制の緩和対象とすることで、より柔軟な建築計画を行うことができるように促します。

4-4 啓発及び知識の普及等の支援

建築物省エネ法第 67 条の 2 第 3 項及び第 67 条の 3 に基づき、説明義務制度等を適切に履行することができるように、横浜市から情報提供等を行います。具体的には表 2 に示す本制度に関する啓発及び知識の普及に向けた支援を行います。

表 2 啓発及び知識の普及等の支援

項目	内容
説明義務制度に用いるリーフレットの作成・配布	建築士が建築主へ再エネの導入効果等を説明する際に用いるリーフレットの作成・配布
再エネ設備の導入に関するガイドラインの作成・配布	建築主や建築士の方々が再エネ設備を導入する際に気を付けるべき点を整理したガイドラインを作成し配布します。
円滑な制度履行のための建築士向けの講習会	制度内容に関する講習会の開催や説明動画の発信を行うことで、制度の円滑な導入を図ります。
相談窓口や支援制度の周知	再エネの設置に関する市民相談窓口や支援制度の周知を行います。

出典

- [1] 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令、令和 5 年 9 月 25 日公布、令和 6 年 4 月 1 日施行
- [2] 建築物省エネ法に基づく「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」促進計画の作成ガイドライン(第 1 版)、国土交通省、令和 5 年 9 月